

源平闘諍録全釈 (一一一—卷一上⑫) (二〇ウ7) (二二ウ8)

早川厚一

【原文】

仁安三年(戊子)三月廿日高倉院御踐祚之後法皇(後白河法皇)無別方(四海安)危(照)掌内(百王)理(乱)懸心中(二)万機ノ政務ヲ被(ケ)レハ聞食(法)皇(近)被召仕(公)卿殿上人以下至(北)面輩(皆)隨(程)々(官)位捧(録)余身(雖)蒙(朝)思(人)心習(猶)不足(欲)此(間)此(入)道(類)多(塞)國(妨)官(事)各目(覺)思(之)程(無)一(疎)人(時)則(寄)合(私)語(此)入(道)已(明)其(國)成(其)官(中)法(皇)有(仰)昔(國)常(立)尊(第七)代(伊)弼(諾)伊(弼)冉(尊)御(子)天(照)大(神)自(知)食(我)朝(秋)津(島)以(来)至(于)今(忝)受(十)善(尊)号(苟)居(万)機(宝)位(雖)末(代)王(法)未(絶)臣(下)争(可)輕(乎)就(中)古(今)打(朝)敵(者)多(之)田(村)麻(呂)嵯(峨)天(皇)時(人)誅(高)丸(雖)登(權)大(納)言(位)未(補)撰(録)臣(貞)盛(秀)郷(打)承(平)將(門)源(頼)義(誅)天(喜)貞(任)其(勸)賞(不)過(受)領(然)清(盛)入(道)官(位)捧(録)過(其)身(一)門(繁)昌(超)世(故)自(永)曆(心)保(之)比(惡)行(倍)增(無)道(非)礼(也)王(法)尽(歟)將(又)仏(法)滅(歟)有(仰)

【釈文】

仁安三年(戊子)三月廿日、高倉院御踐祚の後、法皇(後白河法皇)別(わ)方(かた)無(な)く、四海の安危をば掌(たな)の内に照(あ)らし、百王の理乱をば心の中に懸(か)け、万機(ばんき)の政務(せいむ)を聞(き)こし食(た)されければ、法皇の近く召(よ)し仕(つか)はれける公卿(こうけい)・殿上人(でんじょうにん)以下、北面(ほくめん)の輩(たぐひ)に至(いた)るまで、皆(みな)程(ほど)々に随(ま)つて、官位俸禄(くわんいほうろく) (捧録) 身に余(あ)り、朝恩(てん) (思) を蒙(か)ると雖(な)も、人の心の習(な)ひなれば、猶(なほ)不足(たり)に此(こ)れを欲(ほ)ふ間(ま)、此(こ)の入道(にゅうだう)の類(るい)のみ多(おほ)く国(くに)を塞(ふ)ぎ、官(くわん)を妨(さ)ぐる事(こと)を、各目(めく)覚(め)しく「思(し)ひし程(ほど)に、疎(そ)かの人(ひと)も無(な)き時(とき)は、則(すなは)ち寄(よ)り合(あ)ひ私(ひ)語(ご)きけるは、「此(こ)の入道(にゅうだう)の亡(な) (已) びたらば、其(その)の国(くに)は明(あ)きなむ、其(その)の官(くわん)には成(な)りなん」とぞ申しける。

法皇(ほうわう)、仰(おほ)せ有(あ)りけるは、「昔(むかし)、國常(こくじょう)立(た)ち尊(たか)みより第七(なな)代(だい)伊弼(いび)諾(だく)・伊弼(いび)冉(に)尊(たか)みの御(み)子(こ)天(てん)照(てい)大(だい)神(しん)、我(われ)が朝(あ)秋(しゅう)津(しん)島(じま)を知(し)ろし食(た)してより以(も)つて、今(いま)に至(いた)るまで、忝(かたじけな)くも十(じゅう)善(ぜん)の尊(たか)号(ごう)を受け、苟(いやく)も万(ばん)機(き)の宝(たから)位(ゐ)に居(ゐ)す。末(すえ)代(だい)と雖(な)も王(わ)法(は)未(ま)だ絶(た)えず。臣(おみ)下(した)争(い)か軽(かろ)んずべけんや。就(な)中(ちゆう)、古(こ)今(こん)にも朝(あ)敵(てき)を打(う)つ者(もの)多(おほ)し。田(た)村(むら)麻(ま)呂(りよ)嵯(さ)峨(が)天(てん)皇(わう)の時(とき)の(人)は高(たか)丸(まる)を誅(つ)して權(けん)大(だい)納(な)言(ごん)の位(ゐ)に登(のぼ)ると雖(な)も、未(ま)だ撰(せん)録(ろく)の臣(おみ)には補(おぎな)さず。貞(てい)盛(せい)・秀(しゅう)郷(きやう)が承(じやう)平(へい)の將(しやう)門(もん)を打(う)ちし、源(げん)頼(らい)義(ぎ)

が天喜の貞任を誅せし、其の勳賞けんしょう受領には過ぎず。然るに清盛入道、官位俸禄（捧録）其の身に過ぎ、一門の繁昌世に超えたり。故に永曆・心保の比くらより悪行倍増し、無道非礼なり。是れ王法の尽くるか、将はたまた又仏法の滅ぶるか」とぞ仰せ有りける。

【校異・訓読】1 〈底〉「思シ之ヲ程」。「之ヲ」を読むべきだが、衍字と判断した。

【注解】○仁安三年〈戊子〉三月廿日、高倉院御踐祚の後は、法皇〈後

白河法皇〉別く方無く、四海の安危をば掌の内に照らし、百王の理乱をば心の中に懸け、万機の政務を聞こし食されければ「八 高倉天

皇御即位の事」に、「仁安三年三月廿日、大極殿に於いて新帝〈高倉院〉御即位有り」（一九オ）とある記事を受けるが、当該記事では、

三月二十日に高倉院御踐祚と誤る。高倉天皇の受禪踐祚は、仁安三年（一一六八）二月十九日に閑院邸で、即位は三月二十日に大極殿で行

われた。〈闘〉と同様に、高倉天皇踐祚の後のこととするのが、〈盛〉。〈盛〉「高倉院踐祚之後ハ、無諍方、一院万機の政ヲ聞シシ、カバ」（1

―二―四頁）。一方、即位の後のこととするのが、〈四・延・長〉。〈延〉「当

今御即位之後ハ、法皇モイトゞ分ク方ナク、万機ノ政ヲ被知食シカバ」（

卷一―五四オ）。これに対して、〈南・屋・覚・中〉では、翌嘉応元年（一一六九）七月十六日（史実では六月十七日）の後白河院の出家

後のこととする。〈覚〉「さる程に、嘉応元年七月十六日、一院御出家あり。御出家の後も、万機の政をきこしめされしあひだ」（上―三八頁）。

「別く方無く」は、「聞こし食されければ」にかかる。その間に挟まれる「四海の安危をば掌の内に照らし、百王の理乱をば心の中に懸け」

は、〈闘〉の独自増補記事。〈覚〉や真名本『曾我物語』では、「名虎」関連記事に見える。この句は、もとは『白氏文集』新楽府の「百鍊鏡」によるが、直接には『和漢朗詠集』下「帝王」に見る「四海安危照掌内 百王理乱懸心中」（旧大系二一八頁）による。太宗が賢臣を用い

て善政を行ったことに擬えるのだが、「別く方無く」（院も内も区別な

く）という政治形態とも違和感があるうし、この後の、後白河法皇の側近の者達が、十分であるはずの朝恩を不足に思い、平家の存在を不

満に思ったとの記事にもそぐわないだろう。なお、当該記事を、〈四・延・長・盛・南・屋・覚・中〉は、「殿下乗合」記事の前に置くのに対し、

〈闘〉は、頼朝伊豆流離譚の間に挿入する。これは、〈闘〉編者が、頼朝伊豆流離譚を卷一上に挿入するに際し、この前後の記事を含めて編

年構成に組み替えたからである。当該記事の前後の記事を示す次のようになる。*は頼朝伊豆流離譚。

仁安三年（一一六八）三月廿日 高倉院即位

*同じき年の弥生の頃 頼朝、伊東の三女に通う

当該記事（仁安三年〈戊子〉三月廿日、高倉院御踐祚の後は…）

*嘉応元年（一一六九）七月十一日、伊東祐親、大番役を終え下向

○法皇の近く召し仕はれける公卿・殿上人以下、北面の輩に至るまで

法皇側近の公卿・殿上人、北面の輩とは、この後の鹿谷事件や白山事件の要因となったと記される、成親や康頼、あるいは西光等を早くも想起するのであるう。なお、当該句Bを、後白河法皇がA「万機の

政務を聞こし食されければ」に接続させるのが、〈闘・盛・南・中〉。

〈南〉「御出家ノ後モ政ヲバ聞食ケレバ、院ニ召仕參ル公卿・殿上人、上下ノ北面ニ至マデ」（上―七一頁）。これに対して、〈四・延・屋・覚〉は、AとBの間に、次の一文が入る。〈四〉「院内。御中不レ疎ヲ聞」（二一九

右)、「延」院内ノ御中、御コ、ロヨカラストゾ聞エシ」(五四オ)、「屋」院内ノ御間御心ヨカラス」(四四頁)、「覚」院・内わく方なし」(上一三八頁)。院内の仲は不仲とするのが「延・屋」、これに対して、「四」は、院内の仲は良かったとする。この場合、内を高倉天皇その人と考えば、両者に確執があったとは考えがたく、「四」が正しい。一方、内を高倉天皇の周辺を固める平家を中心とする側近勢力と考えれば、両者は協調の反面で常に緊張関係にあったとも考えられることから、「延・屋」に見るような関係も考えられよう。「盛全釈」「高倉院踐祚之後ハ無諍方、一院万機之政ヲ聞召シ、カバ」(八一―一五―一七頁)の注解参照。○皆程々に随つて、官位俸祿(捧録)身に余り、朝恩(思)を蒙ると雖も、人の心の習ひなれば、猶不足に此れを欲ふ間 平家一門の奢りを批判するのではなく、平家への嫉妬の余り、清盛入道の一門ばかりが「国を塞ぎ、官を妨ぐる事を」「目覚しく」思う後白河院側近を批判的に描いていることに注意したい。そうした描き方は、清水寺炎上の折の西光の発言にも通じるし、この後、鹿谷事件を後白河院側近の成親の私怨によるものとし、山門事件をも同じく側近の西光親子の私怨や私憤によるとして、批判的に描くことと通い合うと言えよう。○此の入道の一類のみ多く国を塞ぎ、官を妨ぐる事を、各自覚しく思ひし程に 仁安三年(一一六八)から鹿谷の乱が起きた治承元年(一一七七)までの大国と上国の国司補任者の内、平家関係者(親平家を含む)と後白河院近臣者(治承三年のクーデターの折の処分者を参考にした。但し、平時家は除く)との内訳は次のようになる。

平家関係者

上国 越中国(平盛俊?)、因幡国(藤原隆房、藤原隆保)、紀伊国(平為盛)、讃岐国(平時実)、筑前国(平貞能)、豊前国(平重康) 後白河院近親者

大国 常陸国(高階経仲)、上野国(藤原範季)、陸奥国(藤原範季)

上国 山城国(中原基兼)、尾張国(平信業)、遠江国(藤原季能)、駿河国(藤原為保)、相模国(平業房)、出羽国(藤原顕経)、加賀国(藤原師高、平親国)、越後国(平信業)、美濃国(吉田定経)、丹波国(藤原成経)、備中国(藤原光憲)、源信賢、源雅賢、伯耆国(平親宗)、出雲国(藤原能盛)、安芸国(藤原能盛)、周防国(藤原季能)、阿波国(平親国)、伊予国(藤原能盛)、高階泰経)

原親信、高階泰経)

大国については差がないが、上国については、後白河院近親者の方が遙かに数が多い。にもかかわらず、院の近習者は、「此の入道の一類のみ多く国を塞ぎ」と不満に思っていたとするのであろう。院近習者の強欲さを強調しようとするのである。○疎かの人も無き時は「四」「不^{トカラフトハチ}疎土並」(巻一一二九左)、「延」「ウトカラヌドシハ」(巻一一五四オ)、「長」「おろそかならぬ輩は」(一一五六頁)、「盛」「不疎輩ハ」(一一二四頁)、「南」「外カラヌ輩ハ」(上一七二頁)、「屋」「不^レ疎^{ワド}トシハ」(巻一一四五頁)、「覚」「うとからぬどちは」(上一三八―三九頁)、「中」「うとからぬともだちは」(上一三九頁)。「闘」も同様で、親しい者達ばかりの時はの意。近習者達の包み隠すことのない本音が吐露されるのである。○此の入道の亡(巳)びたらば 「入道」は、清盛を指そう。但し、清盛は、仁安三年(一一六八)時点では、前太政大臣。この年の二月十一日には、病により出家している。入道

とする点は正しいが、受領対象者では無い。ここは、〈四・延・長・盛・南〉「此人ノ」〈延〉巻一―五四オ）か、〈合屋・覚・中〉「其人ノ」〈合屋・上―三八頁〉が正しい。〈闘〉の本文は、〈四・延・長〉の「此人道ノ」一類、国ヲモ庄ヲモ多塞タル事、目ザマシク思テ」（巻一―五四オ）を曲解したことにより生じた本文であろう。○昔、国常立尊より第七代伊弉諾・伊弉冉尊の御子天照大神、我が朝秋津島を知ろし食してより以来、「臣下争か軽んずべけんや」まで、〈闘〉の独自異文。当該記事は、次に示す『日本書紀』の記載にはば一致する。「自国常立尊、迄伊弉諾尊・伊弉冉尊、是謂神世七代者矣」（旧大系、上―七九頁）。天照大神は、伊弉諾尊・伊弉冉尊の子。「伊弉諾尊・伊弉冉尊、共議曰、吾已生大八洲国及山川草木。何不生天下之王者歟。於是、共生日神。号大日靈貴。大日靈貴此云於保比屢咩能武智。靈音力丁反。一書云、天照大神。一書云、天照大日靈尊」（旧大系、上―八七頁）。○田村麻呂〈嵯峨天皇の時の人〉は高丸を誅して権大納言の位に登ると雖も、未だ撰録の臣には補さず。坂上田村麻呂が、鎮守府將軍や征夷大將軍に任じられ、蝦夷討伐に遣わされ、阿弓利為を降伏させたのは桓武天皇の在位中。東洋文庫本『神道集』「人王五十代桓武天王御時、奥州惡事高丸有云者」（一〇八頁）。嵯峨天皇の時の人とするのは、弘仁元年（八一〇）、平城上皇と嵯峨天皇との対立から生じた薬子の變の折、田村麻呂は嵯峨天皇の側につき、勝利に貢献したことによるのであろう。〈南〉「昔平城天皇ト嵯峨天皇ト御合戦ノ時、大將軍坂上ノ田村丸、平城天皇ヲ責落シ奉リタリシ勳賞ニコソ、中納言ノ大将ニハ成レタリケレ」（上―九五頁）。高丸は、〈闘〉巻五に「田村將軍、雖為權他人為責惡事高丸ヲ送十三年春秋」（一八オ）

とも見える。先に引用した『神道集』の他、『元亨釈書』の清水寺延鎮伝には、奥州の逆賊高丸を討てとの勅命を受けた田村麻呂は、延鎮の協力を得て、神楽岡で高丸を射殺したとする（国史大系本一四〇頁）。また、『義経記』には、「一卷の書」の説明に際し、「本朝の武士には、坂上田村丸、これを読み伝へて、あくじの高丸を取り、藤原利仁これを読み、赤頭の四郎將軍を取る」（旧大系八二頁）と引く。他に、延文元年（一三五六）の成立とされる『諏訪大明神繪詞』には、「桓武天皇御宇、東夷安倍高丸暴惡の時、將軍坂の上の田村丸延曆廿年辛巳二月勅を奉給ハテ、追討の為に山道をへて奥州に下向。是則征夷大將軍の始也」（続群書三下―四九九頁）とある。しかし、『吾妻鏡』文治五年（一一八九）九月二十八日条には、奥州藤原氏を討伐した頼朝が立ち寄った田谷窟を紹介する記事では、「田村磨利仁等將軍、奉命征夷之時、賊主惡路王并赤頭等構塞之岩屋也」とあることからすれば、鎌倉期の『吾妻鏡』に見る惡路王伝説は、〈闘〉の成立した南北朝初期には、惡事の高丸と名を変えた可能性が指摘できよう。なお、田村麻呂の任大納言は、大同五年（八一〇）九月十日。この当時は権大納言は設置されておらず、高丸を討伐した結果、権大納言に任官したという事実も無い。○貞盛・秀郷が承平の將門を打ちし、源頼義が天喜の貞任を誅せし、其の勳賞、受領には過ぎず（〈闘・盛〉は欠くが、〈四・延・長・南・屋・覚・中〉は、寛治元年（一〇八七）に終結した後三年合戦の件をも記す。〈延〉「義家ガ武衡ヲ攻タリシモ」（巻一―五四ウ）。しかし、後三年合戦は私戦と見なされ恩賞は行われなかった（〈延全注釈〉巻一―三二〇頁）。將門の乱、前九年の役の論功行賞に際し、「其の勳賞、受領には過ぎず」という記載は正しい。『扶

桑略記』(天慶三年三月九日条)によれば、藤原秀郷は、従四位下に叙し、下野武蔵両国守を兼任、平貞盛は、従五位上に叙し、任右馬助。

また、『扶桑略記』(康平六年二月二十七日条)によれば、源頼義は正四位下に叙し、任伊予守、源義家は、従五位下に叙し、任出羽守であった。

○然るに清盛入道、官位俸禄(捧録)其の身に過ぎ、一門の繁

昌世に超えたり(鬪)の独自異文。仁安三年(一一六八)時点では、

清盛は、従一位前太政大臣。但し、この年の二月十一日に、清盛は、

病により出家していた。該当部、(四・延・長・盛・南・屋・覚・中)「清

盛ガ指テシ出シタル事も無テ、カク心ノマ、ニ振舞コソ然ルベカラネ」

(延) 卷一―五四ウ。傍線部は、(四・盛・屋・覚・中)なし。○

故に永曆・応保の比より悪行倍増し、無道非礼なり(鬪)の独自異

文。平家の悪行が、永曆・応保の頃(一一六〇)から倍増したとするのだが、この後に続く殿下乗合事件(嘉応二年(一一七〇))では、諸本と同様に、目次でも「十三 大政入道清盛悪行始事」とするし、本文でも、「此間(平家)悪行始(一七ウ)」と記す訳だから、不整合を来していると言えよう。○是れ王法の尽くるか、将又仏法の滅ぶるか」とぞ仰せ有りける「仏法の滅ぶるか」とするのは、(鬪)のみ。(延)「此も末代ニ成り、王法ノ尽ヌルニヤ」ト、不安ヲ被思食ケレドモ」(卷一―五四ウ)。なお、(延・長・南・屋・覚・中)は、「事ノ次無レバ、君モ御誠モナシ。又平家モ朝家ヲ怨奉ル事も無テ有ケルホドニ、代ノ乱ケル根元ハ」(延) 卷一―五四ウ)と記し、以下「殿下乗合」記事に接続する。

【原文】

十 頼朝子息千鶴御前被失事

同十一月下旬十四日

嘉応元年(己丑)七月十一日伊東次郎祐親終大番役自京(下)向見前裁方三歳計少者小女童懐之遊(遊)祐親見此(給)少者誰子問(妻)女ニ々々対(給)殿被秘蔵(御)方(不)聞制(而)相具(流)人右兵衛佐殿所設(御)子千鶴御前(是)也被云(祐)親聞(此)大腹(立)申(雖)娘(不)可親(雖)孫(不)可愛(背)親(命)生(流)人(子)有(平)家(聞)者(祐)親(定)可(蒙)其(罪)科(急)々(無)披(露)之前(失)彼(者)乃(寄)郎(從)二人(雜)色(三人)請(取)孫(千)鶴(五)人(者)共(請)取(此)將(行)伊(豆)国(松)河(白)瀧(奉)下(居)河(縁)者(少)人(見)廻(四方)言(父)御(何)母(御)何(給)々(瀧)下(申)此(去)来(然)言(疾)行(一)時(此)者(共)無(情)付(沈)寐(藥)糸(惜)

【釈文】

十 頼朝の子息、千鶴御前失なはるる事(同じき十一月下旬十四日)

嘉応元年(己丑)七月十一日、伊東の次郎祐親、大番役も終てければ、京より下向して、前裁(裁)の方を見ければ、三歳ばかりの少き者を、小さき女童の之を懐きて遊びければ、祐親此れを見て、「給の少き者は誰が子ぞ」と妻女に問ひければ、妻女対へけるは、「給れこそ殿の秘蔵せらるる三の御方の、制するをも聞かずして、流人右兵衛佐殿に相ひ具して設くる所の御子、千鶴御前とは是れなり」と云はれけり。祐親此

れを聞いて、大きに腹立して申しけるは、「娘なりと雖も親しむべからず、孫なりと雖も愛すべからず。親の命を背き、流人の子を生む。平家の聞こえ有らば、祐親定めて其の罪科を蒙るべし。急ぎ急ぎ披露無き前に彼の者を失ふべし」とて、郎従二人・雑色三人を召し寄せ、孫の千鶴を請け取らす。五人の者共、此れを請け取り、伊豆国松河の白灌に将て行き、河の縁に下り居奉りければ、少き人四方を見廻したまひて、「父御は何くにぞ、母御は何くにぞ」と言へば、「捨れ、捨の灌の下に」と此れを申す。「去来、然らば疾く行かむ」と言ふ時、此の者共、情け無く沈めを付け、霖霰にこそ糸惜けれ。

【校異・訓読】1「巳」は「己」とも見えるが、いずれも「己」の誤り。

【注解】○頼朝の子息、千鶴御前失なはるる事（同じき十一月下旬十四日）「同じき十一月」の「同じき」とは、目次の九に付された注記の仁安三年（一一六八）を指していよう。しかし、頼朝の子息千鶴御前が殺されたのは、〈闘〉によれば、次に見るように、嘉応元年（一一六九）七月のことと考えられ、不整合を来している。次の目次十一には、「同十一月下旬之比」と同様の注記があることからすれば、この記載が間違つてここに記されたとも考えられるが、続く「十四日」が「下旬」とも繋がらず、十四日とする記載も見られず不明。○嘉応元年（己）丑七月十一日 嘉応元年の干支は、己丑。当該記事は、伊東祐親が大番役も終わり、京から下向した日を指すと考えられるが、年月日を記すのは、〈闘〉の独自本文。〈延・盛〉は、千鶴が「三歳ト申ケル年ノ春」（〈延〉巻一一三三八ウ）とする。〈闘〉も、この後に、「三歳ばかりの少き者」とする点同様だが、前段には、頼朝が三女に通い始めた年を、「同じき年の弥生の比」としていた。その「同じき年」とは、目次に注記された年次に見るように、仁安三年（一一六八）のことと考えられるが、これでは千鶴は二歳となる。ここは、服部幸造が指摘するように、頼朝が三女に通い始めた年を、一年遡らせて読めば、問題は解消するが（二〇八～二一〇頁）、

当該記事は、〈延・盛〉に見るように、年月日は記さず、千鶴が三歳の時とのみあったのであろう。それを、〈闘〉は、年月日を併せて記し、編年構成を取ったものの、先に見たような不整合を来したと考えられる。○伊東の次郎祐親、大番役も終てければ 五味文彦によれば、大番役は、鎌倉期以前には、平家を通じて平家により組織された武士が勤仕したとする。このように、平家が内裏大番役を通じて諸国武士を組織化する出発点としては、保元・平治の乱以後の、応保二年（一一六二）の頃であろうとする（二二一～二二三頁）。後者について、木村英一は、内裏大番役は、後白河院と平氏との政治的連携のもとで、閑院内裏を居所とする王（高倉天皇）を守護する軍役として成立したとする（二二三頁）。さらに川合康によれば、平氏によって大番役が創始された段階では、むしろ在京武士が里内裏の警固に組織されることが多かったのではないかとする（五一頁）。なお、伊東祐親は、平氏の家人。野口実によれば、平治の乱後、伊東氏はその所領久須美庄の領家に平重盛を仰いだことにより、私的な主従関係にあったのではないかとする（二二五頁）。前段の注解「伊東次郎祐親に娘四人有り」と之を聞く」参照（一一一～一三頁）。○前裁裁の方を見ければ 植込みの辺りで千鶴を見付けたとする点は、〈延・盛〉真名本『曾我

物語』・流布本『曾我物語』も同様。〈延・盛〉「前裁ノ花ヲ折テ遊ケルヲ」(〈延〉巻一―三三ウ)。○小さき女童の之を懐きて遊びければ 女童についてだが、〈盛〉は、高倉天皇の寵愛を得た葵と宿禰を次のように紹介する。〈盛〉「中宮ノ御方ニ候ケル女房ノ召仕ケル女童二人アリ。一人ヲバ葵、一人ヲバ宿禰ト云」(4―三三頁)。女房が召し使う女童であったとする。また、〈覺〉には、狩野介宗茂に預けられた重衡の入浴の世話をした「よはひ廿ばかりなる女房」と、盥に櫛を入れて持ってきた「十四五ばかりなるめのわらは」(下―三三三頁)を記す。女童が女房より下位身分の者であることは確かだが、当時の女子の成人年齢が、男子同様十二、三歳と見られている(秋山喜代子八二頁)ことからすれば、「童」とあるからと言って、これらの事例は、必ずしも少女と解する必要はないように考えられる。当該箇所では、わざわざ「小さき」と記すのは、そうした事情を考慮すべきかもしれない。なお、当該箇所、〈延・盛〉流布本『曾我物語』「乳母ニ抱カレテ」(〈延〉巻四―三三ウ)。真名本『曾我物語』「若君は被レ懐カ人ニ、婢カ子共を多召シ具ニ御守ノ童女メ」(巻一―一八オ)。○妻女メに問ひければ 〈延・盛〉流布本『曾我物語』では、乳母に尋ねたものの逃げたため、中に入って妻女に尋ねたとする。但し、流布本『曾我物語』は、妻は継母であったため、良い機会と思いい言いつけたとする点が新趣向。真名本『曾我物語』は、「御守ノ童女メ」に尋ねたところ逃げたため、中に入り女房(妻女と解して良かろう)に尋ねたとする。〈闘〉が、千鶴を抱いていた女童に尋ねなかったのは、「小さき」とする設定と関わるか。○袷レこそ殿の秘蔵せらるる三の御方の、制するをも聞かずして… 〈闘・延〉と真名本『曾我物語』との詞章関係は、

福田晃により、三つ巴の関係にあることが指摘されているが(一六〇一八頁)、当該箇所においても確認しうる。具体的に指摘すれば、次のとおり。

〈闘〉袷レこそ殿の秘蔵せらるる三の御方の、制するをも聞かずして、
流人右兵衛佐殿に相ひ具して設くる所の御子、千鶴御前とは是
れなり

〈延〉京上シ給タル隙ニ、イツキムスメノ、止事無キ殿シテ、儲給タル
ル少キ人ナリ(巻四―三三ウ)

真名本『曾我物語』イツキ殿の償遵キ 妃君ノ京上ノ跡ニ副不聞ハ
為シ殿ノ語ニ儲子子ソヤト(巻一―一八オ)

傍線部に見るように、〈闘〉と真名本『曾我物語』との一致箇所も見られるが、波線部に見るように、〈延〉と真名本『曾我物語』との一致度がより高い。さらに、〈闘〉では、祐親の初めの詰問で、妻女は、流人の頼朝であることを白状するが、〈延〉真名本『曾我物語』は、祐親がさらに詰問したところ、妻女は隠しおすこともできないと思いい、「兵衛佐」と答えたとする。○娘なりと雖も親しむべからず、孫なりと雖も愛すべからず 〈闘〉の独自異文。この後、娘を離縁、別人と結婚させ、孫の千鶴を柴漬にして殺すという祐親の強い意志を示す。父が持つ家長権には、このように生かすも殺すも意のままである権力が与えられていた(服藤早苗二〇頁)。なお、〈延・盛〉真名本『曾我物語』には、次のやや類似した一文が見られる。〈延〉「商人、修行者ナドヲ男ニシタラムハ、中くイカバハスベキ」(巻四―一三九オ)、真名本『曾我物語』「世間ニ幾良モ迷行ヲ食修行者ヲ取レもハ聳レ」(巻二―一八ウ)。○親の命を背き、流人の子を生む。平家の

聞こえ有らば、祐親定めて其の罪科を蒙るべし。〈延・盛〉真名本『曾

我物語』にも類似した一文が見られるが、〈延・盛〉真名本『曾我物語』

の方に、より一程度は高い。〈延〉「源氏ノ流人智ニ取タリト聞エテ、

平家ノ御咎メアラム時ハ、イカダハスベキ」（巻四―一三九オ）、真名

本『曾我物語』「当時无^レ世^ニ源氏の流人を取^レ智^ニ生^レセツ、子^を、自^レ平家方^ニ

有^ニ御^{カメ}科^ノ一時は入道^カ何^カ可^カ答申^ス」（巻二―一八ウ）。○急ぎ急

ぎ披露無き前に彼の者を失ふべし。平家に知られる前に、急いで千鶴

を殺せとの一文、〈闘〉の独自異文。○郎従二人・雑色三人を召し

寄せ。〈延・盛〉「雑色三人、郎等一人ニ仰付テ」（〈延〉巻四―一三九オ）、

真名本『曾我物語』「下^ニ知^ル若党一人^を雑色一人^に」（巻二―一八ウ）。

〈延・盛〉により近似する。○伊豆国松河の白瀧に将て行き。〈延・盛〉

「伊豆ノ松河ノ奥シラ滝」（〈延〉巻四―一三九オ）とほぼ同、真名本

『曾我物語』「尋^ツ松河ノ奥^を、付^テ沈^ル石^を沈^ル岩倉^の瀧^の山^の蜘蛛^の淵^に」（

（巻二―一八ウ）。松河は、現在伊東大川。「二級河川。大室山（五七九

・五メートル）の北西に広がる山山の稜線の北斜面に源を発し、西流

して大きく北から東に湾曲、市街地を貫流して伊東湾に注ぐ。延長八

・一キロ。地元では松川の名で親しまれている。古くは松原川とも称

した（増訂豆州志稿）」（平凡社地名・静岡県一三五頁）。○河の

縁に下り居ゑ奉りければ、少き人四方を見廻したまひて、「父御は何

くにぞ、母御は何くにぞ」と言へば「縁」を「ハタ」と読む訓例は、

他に「猿沢池縁」（巻五―一四ウ）、「葛河縁」（巻八上―一四ウ）。〈名

【引用研究文献】

* 秋山喜代子「養君にみる子どもの養育と後見」（史学雑誌二〇二―一、一九九三・一）

* 川合康「中世武士の移動の諸相―院政期武士社会のネットワークをめぐって―」（『歴史のなかの移動とネットワーク』桜井書店二〇〇七・12）

義抄」縁ハタ」（法中一三四）。〈延・盛〉に近似本文は見られないが、

真名本『曾我物語』には近似本文あり。「成^ニテは今和の時^ニ、幼^キ心^に悟^ニ、

此^の有^様を、父^母乳母^行何路^ニ」（巻二―一九オ）。〈闘〉よりさら

に展開を遂げた形であろう。○「裕れ、袷の瀧の下に」と此れを申す。

「去来、然らば疾く行かむ」と言ふ時。〈闘〉の独自本文。父や母の所

在を聞いたのに対して、郎従等が、あの滝の下にいとやうと、それ

を信じた千鶴御前が、それならば早く行こうと言ったとする。○霖

霰 卷一下に「霖霰」（三六ウ）の用例あり。〈延・盛〉「フシツケ」（〈延〉

巻四―一三九ウ）、真名本『曾我物語』「伏混」（卷一―一九オ）。子供

は、七歳になると、この世界の「人」に正式に仲間入りをして、大人

と同等の働きをするための学習が開始されるという（松本昭彦五頁）。

あるいは、服藤早苗によれば、七歳以下の子供が亡くなると、大人の

ように葬式もせず、火葬に付すこともなく、布や袋に包んで川原や墓

地などに捨てられたという（一七九頁。松本昭彦三頁）。七歳となっ

て初めて一人の「人間」として扱われるのである。こうした認識の違

いが、子供の殺害方法にも影響を与えているらしい。〈延〉「少モヲト

ナシキヲバ首ヲ切、指殺ス。無下ニ少キヲバ圧殺、水ニ沈メ、穴ヲ堀

テ埋ミナムドシケル」（巻二―一四ウ）。三歳の千鶴が霖霰とされ、

『保元物語』では、為義の幼子、七歳の天王を初めとする三人の兄た

ちが全員斬首されたのもこうした違いによるのであろう（佐伯真一、

一七六―一七七頁）。

* 木村英一「王権・内裏と大番」(『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣二〇〇六・6)

* 五味文彦「院支配権の一考察」(『日本史研究』二五八、一九七五・10。『院政期社会の研究』山川出版社一九八四・11再録。引用は後者による)

* 佐伯真一「副将の年齢とその母」(『延慶本平家物語考証一』新典社一九九二・5)

* 野口実『鎌倉の豪族I』(かまくら春秋社一九八三・1)

* 服部幸造『源平闘諍録』の頼朝伊豆流離説話(『福井大学国語国文学二七、一九八八・4。『語り物文学叢説―聞く語り・読む語り―』三弥井書店二〇〇一・5。引用は後者による)

店二〇〇一・5。引用は後者による)

* 福田晃「平家物語と曾我物語―頼朝伊豆流離説話における伝承関係―」(『伝承文学研究』八、一九六六・11)

* 服藤早苗『平安朝の母と子 貴族と庶民の家族生活史』(中央公論社一九九一・1)

* 松本昭彦「中古・中世文学に見る「七歳」の意味―小学校満六歳入学制の淵源として―」(『三重大学教育学部研究紀要』五九、二〇〇八・3)

【原文】

爰祐親娘被失少人悶焦悲穴心憂吾子何人請取此何所將行此見何様目何様失此哀哉母留此土子趣冥界我身非我心非我心仏神三宝可然召取吾命生思物難堪仰天覆地雖泣悲無甲斐剩祐親無情引去頼朝之縁婦当(国)住人江葉小次郎近末相擬取賀之処此女房悲夫婦之別思若君余波故深恨父母雖被迎近末敢以無靡秘逃出彼所忍籠縁者許江葉小次郎不及力止右兵衛佐被愛子被去縁婦不一方難生如死被思定綱盛長申右兵衛佐殿設君雖不在世我等生弓箭家候惜名者也我等奉付添君世以無隱朽重代名実以口惜候我等一人取組手行向祐親男可死候申右兵衛佐言己等志難有為重代勇士身之間各寔思然頼朝自被流罪当国以来欲討父敵清盛志日夜朝暮不晴遣然何閣大事敵小事可失命乎已等思我々者此事可思止被制間拾々乍云随仰止

【釈文】

爰に祐親が娘、少き人を失はれ、悶へ焦れ悲しみて、「穴心憂や。吾が子をば何なる人の此れを請け取りて、何なる所へ此れを將て行きけん。何様なる目を見せ、何様にか此れを失ふらん。哀れなるかな、母は此の土に留まり、子は冥界に趣きけり。我が身は我が身に非ず、我が心は我が心に非ず。仏神三宝、然るべくは、吾が命を召し取りたまへ。生きて物を思はんも堪え難し(ん)」と、天に仰ぎ地に覆して、泣き悲しむと雖も甲斐こそ無けれ。

剝へ、祐親、情け無く頼朝の縁婦を引き去り、当（国）の住人江葉小次郎近末を智に取らんと相ひ擬する処に、此の女房、夫婦の別れを悲しみ、若君の余波を思ひしが故に、深く父母を恨み、近末に迎へらると雖も、敢へて以て靡くこと無し。秘かに彼の所を逃げ出でて、縁者の許に忍び籠りぬ。江葉小次郎、力及ばず止みにけり。

右兵衛佐、愛子を失はれ縁婦を去られ、一方ならず難みければ、生きて死せるがごとく思はれけり。定綱・盛長、右兵衛佐殿に申しけるは、「設ひ君世に在さずと雖も、我等、弓箭の家に生まれて候へば、名を惜しむ者なり。我等、君に付き添ひ奉ること、世に以て隠れ無し。重代の名を朽たさんこと、実に以て口惜しく候ふ。我等一人手を取り組んで、祐親男に行き向かつて死ぬべく候ふ」と申しければ、右兵衛佐言ひけるは、「己等が志、有り難し。重代の勇士の身たる間、各處に然こそ思ふらん。然りと雖も頼朝、当国に流罪せられしより以来、父の敵清盛を討たんと欲ふ志、日夜朝暮に晴れ遣らず。然るに、何ぞ大事の敵を闇いて、小事に命を失ふべけんや。己等が我も我もと思はば、此の事思ひ止むべし」と制せらるる間、「拾れ、拾れ」と云ひながら、仰せに随ひて止みにけり。

【校異・訓読】 1「国」は補入。「当」に付された仮名「ノ」は、本来は「国」に付されたものであろう。

【注解】 ○爰に祐親が娘、少き人を失はれ、悶へ焦れ悲しみて…「泣き悲しむと雖も甲斐こそ無けれ」まで、〈闘〉の独自異文。このように、千鶴御前を失った三女の悲嘆を詳細に描くのは〈闘〉のみ。服部幸造は、頼朝伊豆流離譚が、独立した説話として見るならば、この話が『平家物語』に取り込まれる以前にあっては、愛別離苦譚への傾斜はむしろ本題であったかも知れないが、『平家物語』の大筋から言えば、〈延〉のほうが正統的なのであって、〈闘〉のように、母の嘆きを纏綿と述べてゆくのは、〈逸脱〉と言うべきであろうとする（一一二頁）。 ○縁婦 〈闘〉には、この後にも記されるが、そこには訓符の指示がある。しかし、音符の誤りか、『大漢和辞典』によれば、縁婦は、「夫婦関係のある女」の意として、『山海経』を引く。 ○当（国）の住人江葉小次郎近末 〈延〉「エマノ小次郎」（巻四―一三九ウ）、〈盛江間小次郎〉（3―九一頁）、真名本『曾我物語』「江馬の次郎」（三八頁）、流布本『曾我物語』「江間小四郎」（二〇六頁）。江間（馬）小次

郎、次郎、小四郎、近末いずれも不明。江間は、北条に近接した地であり、『吾妻鏡』に見るように、北条四郎義時の通称は、「江間四郎」（養和元年四月七日条等）、その子泰時の通称は、「江間（馬）太郎」（建久五年八月十八日条等）であった。江間と北条氏とを結び付ける話を記すのが、真名本『曾我物語』・流布本『曾我物語』。真名本『曾我物語』「奉たり取」佐殿の伊藤の北方「被」討江馬次郎、子息の少者、北条の小四郎義時申預て被免、則て義時が為元服の子と、後上云江馬の小次郎と則て是なり（巻三一六〇頁）、流布本『曾我物語』「さて、佐殿、北の御方とりたてまつりし江間小四郎もうたれけり。跡を北條四郎時政にたまはり、さてこそ、江間小四郎とも申けれ」（二二八頁）。真名本では、討たれた江馬次郎には子供がいたが、義時が元服の子として、江馬小次郎と名乗ったとし、流布本では、江間の地を時政が拝領し、時政は江間小四郎と名乗ったとする。『前田家本平氏系図』は、義時の母を「伊東入道女」とするが、『吾妻鏡人名総覧』四二九頁、『曾我物語』

に見る異伝が取り込まれたものと考えられよう。○秘かに彼の所を逃げ出でて、縁者の許に忍び籠りぬ。江葉小次郎、力及ばず止みにけり。江葉小次郎のもとを逃げだし、縁者のもとに忍んだため、江葉は、手出しが出来なかつたとするのは、〈闘〉の独自異文。〈延・盛〉は「女ヲバ呼取テ、当国ノ住人エマノ小次郎ヲゾ智ニ取ケル」(〈延〉巻四一三九ウ)、真名本『曾我物語』「佐殿の被_三ける思食最愛_二奉_三奪返_一」北の方_二取_一、当国の住人江馬次郎_二(三八頁)、流布本『曾我物語』あまつさへ、北の御方をもとりかへし、おなじき国の住人江間小四郎にあわせけり」(二〇五〜二〇六頁)というように、結婚させたとする。

〈闘〉のこの記事は、この後に記される、和泉判官兼隆に嫁すことが決まった北条政子が、兼隆に靡くことなく、かの家を飛び出し、伊豆の御山の宿坊に逃げたため、兼隆は手足も出せず諦めたとする記事と酷似する。〈闘〉は、伊東三女の北条政子にも劣らない頼朝への一途な思いを描こうとするのであろう。以上からも、〈闘〉のこの記事は、巻五の六段に見る記事、つまり伊東の三女を「兵衛佐の本妻」とし、「互ひの余波は忘れも遣らず」、頼朝は、列座する大名の中から、伊東の三女に夫を選ばせたところ、常胤の次男相馬の次郎師常を選んだと

【引用研究文献】

* 服部幸造 『源平闘諍録』の頼朝伊豆流離説話 (福井大学国語国文学二七、一九八八・４。『語り物文学叢説―聞く語り・読む語り―』三弥井書店二〇〇一・５再録。引用は後者による)

【原文】

彼_レ女_ヲ房_ヲ思_フ譬_ハ物_ニ異_レ国_ニ漢_ノ帝_ヲ御_レ時_ニ申_ニ王_ノ昭_ノ君_ト后_ト被_レ渡_ル狄_ノ手_ニ向_テ北_ノ路_ヲ旅_ニ翠_ノ黛_ノ紅_ノ顔_ノ錦_ノ繡_ノ粧_ト泣_キ尋_ニ沙_ヲ塞_ニ出_テ家_ヲ郷_ヲ如_シ被_レ歎_ル此_ノ女_ヲ房_ヲ出_テ頼_朝之_館渡_リ近_ク末_ノ之_許争_ハカ更_レ彼_ヲ乎_ニ亦_レ頼_朝之_歎譬_ハ物_ニ如_シ唐_ノ玄_ノ宗_ノ皇_ノ帝_ヲ失_テ楊_貴妃_ト思_フ其_ハ雖_レ然_レ使_シ方_士求_テ蓬

する記事と呼応しよう。○右兵衛佐、愛子を失はれ縁婦を去られ、一方ならず難みければ、生きて死せるがごとく思はれけり〈名義抄〉「難_ククルシフ、ナヤム、ウレフ」(僧中一三六)。「難_ミ」の他、「難_クしみ」とも「難_ハへ」とも読めよう。妻子を失った頼朝の苦悩を描くのは、他に〈延・盛〉。〈延〉「兵衛佐此事共ヲ聞ツ、イカレル心モ武ク歎ク心モ深シテ、助親法師ヲ討ムト思フ心、千度百度有ケレドモ」(巻四一三九ウ)。○設_ヒ君_世に在_サずと雖_モ、我等_、弓箭_ノ家に生_マれて候_ヘば、名_ヲ惜_シむ者_ナり… 譬_ハえ頼_朝様_ガ、今_ハ世_ニときめいていらっしやらないとしても、我等は武士の家に生まれていますので、名を惜しむ者ですの意。定綱と盛長が、協力して、祐親に復讐しようとするのは、〈闘〉の独自本文。○然_リと雖_モ頼_朝、当_国に流_罪せられしより以来、父_ノの敵_{清盛}を討_タんと欲_フ志_、日_夜朝_暮に晴_レ遣_ラず伊_豆に流_罪されてよりこのかた、父_ノの敵_{清盛}を討_タうとの思_ハいは、一日_中晴_レれること_ハないとする。この後の「大事の敵」こそ清盛で、大事の敵清盛を討つ前に、今回の小事に関わって命を亡くすようなことがあってはならないとするのである。

萊宮玉妃以錮合金釧与方士授形見以在天願作比翼鳥在地又為連理枝契情詞為驗方士返奏之皇帝即慰トテ

【釈文】

彼の女房の思ひを物に譬ふれば、異国に漢帝の御時、王昭君と申しける后は、狄の手に渡され、「北路の旅に向かひて、「翠黛紅顔、錦繡の粧ひ、泣く沙塞を尋ねて、家郷を出づ」と歎かれけるがごとし。此の女房も、頼朝の館を出でたまひて、近末の許へ渡りぬ。争か彼に更はらんや。亦頼朝が歎きを物に譬ふるに、唐の玄宗皇帝の楊貴妃を失ひたまひし思ひのごとし。其れは然ども方士をして蓬萊宮に求めしめ、玉妃、錮合金釧（釧）を以て方士に与へて形見に授け、「以て天に在らば願はくは比翼の鳥と作り、地に在らば又連理の枝と為らむと、情けの詞を契りし驗と為さむ」と云ひて遣はす。方士返つて之を奏す。皇帝即ち慰みたまふ。

【校異・訓読】 1 訓符によれば、「きたみち」と読むことになるが、音符の誤りか。2 「方」の左上に「一」様のものあり。不明。

【注解】 ○彼の女房の思ひを物に譬ふれば、異国に漢帝の御時、王昭君と申しける后は、狄の手に渡され 伊東三女の悲嘆の深さを、異朝の王昭君に譬える。ただその悲嘆は、頼朝との離別の悲嘆なのか、近末のもとに渡された悲嘆を指すのか分かりにくい、対比される王昭君の悲嘆は、漢王との別れではなく、胡の地に渡されることの悲嘆である。なお、同様の話は、〈延・盛〉にはないが、真名本『曾我物語』・流布本『曾我物語』に見られるが、この後に記すようにより詳細に記される。漢王は前漢の元帝。王昭君が胡国へ遣わされることになった話は、『今昔物語集』巻十の五、『唐鏡』第二十五話等に詳しいが、ここでは『俊頼髓脳』を引く。「みるたびに鏡のかげのつらきかなかゝらざりせばかゝらましやは なげきこし道の露にもまさりけりなれにしさとをこふる涙は 此歌懐円と赤染とが王昭君をよめる歌なり。もろこしにはみかどの人のむすめ召しつゝ、御覧じて宮のうちにすゑなめさせ給ひて四五百人とみなみて、徒らにあれど、こゝにはあまり多く

つもりにければ御覧する事もなくてぞ候ける。それにゑびすのやうなる者の外の国より都に参りたる事の有りけるに、如何すべきと人々にさだめさせ給ひけるに、此宮のうちに徒らに多く侍る人の、いとしもなからむを一人たぶべきなり。それにまさる志はあらじとさだめ申しければ、さもと思し召してみづから御覧じて、その人をさだめさせ給ふべけれど、人々のおほさに思しめし頃（「煩」か）ひて、絵師をめて、この人々のかた絵にかきうつして参れと仰せられければ、次第にかきけるに、この人々ゑびすの国ならむ事をなげき思ひて我もくと思つておのゝこがねを取らせ、それならぬ物をも取らせければ、いとしもなきかたちをもよくかきなしてもて参りけるに、王昭君といふ人のかたちのまことにすぐれてめでたかりけるをたのみて、絵師に物をも心ざさずしてうちまかせてかゝせければ、本のかたちのやうにはかゝで、いとあやしげにかきもて参りたれば、この人をたぶべきに定められぬ。その程になりて召て御覧じけるに、誠に玉のひかりてえ

もいはざりければ、みかど驚き思し召して、これをゑびすにたばむ事を思し召し煩ひなげかせ給ひて、日来ふる程にゑびすその人をぞ賜はるべきときと参りにければ、あらため定めらるゝ事もなくて、つひに賜ひにければ、馬に乗せて遙にゐていにけり。王昭君泣きかなしむ事かぎりなし。みかど恋しさに思し召し煩ひてかの王昭君がゐたりける所を御覧じければ、春は柳かぜに靡き、鶯つれづれにて、秋はこのはにはにつもりて軒のしのぶ隙なくといとゞもの哀なる事限りなし。この心をよめる歌なり。かゝらざりせばとよめるはわろからましかばたのまざらましとよめるなり。ふるさとを恋ふる涙はみちの露にまさるなどよむも王昭君が思ふらむ心のうちおしはかりてよむなり」『日本歌学大系』一一二〇七頁。『俊頼髓脳』を含めて、いづれも、王昭君の悲嘆は、漢王との別離に対してではなく、故国を離れ胡の地に赴くことになったことに対してである。真名本『曾我物語』は次のとおり。「取（セ）一（セ）当国（カ）の住人江馬（カ）の次郎（カ）、北（カ）の方（カ）駒（カ）被（セ）出（セ）御衾（カ）の下（カ）を（セ）は、不（セ）思（セ）寄（セ）移（セ）新枕（カ）一（セ）心（カ）内（カ）悲（セ）遠（セ）訪（セ）唐国（カ）漢王（カ）の御時（カ）申（セ）王昭君（カ）胡国（カ）狄（カ）被（セ）渡（セ）閑夜（カ）将（カ）手（カ）趣（セ）胡国（カ）旅（カ）悲（セ）覚（セ）是（カ）耶（カ）哀（セ）歎（セ）古京（カ）漢宮（カ）有（セ）様（セ）思（セ）合（セ）哀（セ）」（二二八頁）。真名本『曾我物語』の場合、江馬次郎に嫁いだ伊東三女は「思ひも依らぬ新枕に移りたまひける心の内こそ悲しけれ」と、頼朝との別離を悲しむ伊東三女の思ひは見られるものの、閑夜将に嫁いだ王昭君の場合、漢王との別離の思ひは記されず、「胡国へ趣きたまひし旅の悲しさ」が記されるばかりである。〈闘〉の構成に近似している。流布本『曾我物語』の場合は、王昭君の思ひを伊東三女の思ひに比えるのであるうが、「昔、漢の王昭君と申せし后を、胡国の夷にとられ、胡国へこ

へたまひしに、名残の袖はきがたくして、なげきかなしみけるに、王昭君が、なげきあまりに、「身づからがしきし褥に、わが姿をうつしとゞめて、しきたまへ。われ、夢にきたりて、あふべし」とちぎりける。漢王かなしみて、かの褥を枕にして、なきふしたまひしかば、夢ともなく、又現ともなく、きたりて、折々あひにけり」（一〇六頁）とある。胡国の夷にとられ「引き裂かれた漢王と王昭君との悲嘆を描く点、他本とは異なる。○翠黛紅顔、錦繡の粧ひ、泣く沙塞を尋ねて、家郷を出づ『和漢朗詠集』下「王昭君」七〇〇「翠黛紅顔錦繡粧 泣尋沙塞出家郷」（旧大系 三三〇頁）。『和漢朗詠注』「翠黛者、昭君カ翠、黛也。紅顔者、少クイツクシカリシ也。顔也。錦繡者、其、着リシ衣装也。尋沙塞者、胡国ヲハ、胡塞ニ云ナリ。出家郷者、我古里ニ云也」『和漢朗詠集古注釈集成』二上―二八四頁。古里を出て異境の地に赴く悲しみを言う。○此の女房も、頼朝の館を出でたまひて、近末の許へ渡りぬ。争か彼に更はらんや 近末のもとに渡された伊東三女の思ひを、王昭君の思ひに比える。先に「近末に迎へらると雖も、敢へて以て靡くこと無し」とあった。靡くことはなかったが、そのことを、「近末の許へ渡りぬ」と記すのだろう。しかし、先の記事には、続いて「秘かに彼の所を逃げ出でて、縁者の許に忍び籠りぬ」とあった。〈全注闘〉は、「父が婿として迎えた江間近末のもとを逃れて縁者を頼る伊東三女には、夷狄のもとに送られて嘆きの日々を送った王昭君の比喩は適切とはいえない」（上―一五八頁）とする。そうした疑問はもつともだが、そうした趣向を〈闘〉が取るのは、この後に北条政子の貞節振りが記されるように、その政子と対比させて、伊東三女の貞節が記されるためであろう。○亦頼朝が歎きを物に譬ふるに、唐の玄宗

皇帝の楊貴妃を失ひたまひし思ひのごとし 頼朝の嘆きとは、楊貴妃を失った玄宗皇帝に譬えるように、伊東三女を失った嘆きを言う。当該話は、〈延・盛〉にはなし。真名本『曾我物語』、流布本『曾我物語』はいずれも、頼朝と伊東三女との別離を比える。真名本『曾我物語』は、若君を失った頼朝の悲しみを記した後、「剩（一）北（二）方（三）の（四）不（五）飽（六）か別（七）の悲（八）は、唐（九）の玄宗皇帝（一〇）の申（一一）揚貴妃（一二）と后（一三）を、為（一四）安祿山（一五）に被（一六）レ失（一七）馬魂（一八）の提（一九）の辺（二〇）に悲（二一）は、是（二二）には争（二三）可（二四）倍（二五）、佐（二六）悲（二七）被（二八）思食（二九）」（三八頁）と記す。流布本『曾我物語』は、「されば、あかぬ北の御方の御名残は、玄宗皇帝、楊貴妃と申せし后、安祿山軍のために、夷に下たまふ。御思ひのあまりに、蜀の方士をつかはしたまふ」（一〇七頁）と記す。真名本も流布本もいずれも、伊東三女の悲しみとして記す。 ○玉妃、鉦合

（本稿は、二〇一六年度名古屋学院大学研究奨励金による成果の一つである）

金釵（釵）を以て方士に与へて形見に授け 真名本『曾我物語』「然（一）後王妃亦折（二）釵（三）」（釵（四）獻（五）（朱））驗（六）して獻（七）之（八）」（三八頁）。釵を共に「釵」と間違える点注意される。流布本『平治物語』「いひおはりて、玉妃、証とや、簪をわきて、方士にたぶ」（一〇七頁）。白楽天『長恨歌』「唯将（一）旧物表深情 鉦合金釵寄将去」（中国詩人選集下——一三三頁）。 ○以て天に在らば願はくは比翼の鳥と作り、地に在らば又連理の枝と為らむと、情けの詞を契りし験と為さむ 白楽天『長恨歌』の一節に一致。「在天願作比翼鳥 在地願為連理枝」（中国詩人選集下——一五頁）。「情けの詞を契りし験と為さむ」とは、七月七日の七夕の夜に、玄宗皇帝が、楊貴妃にこっそりと誓った言葉。それを、楊貴妃は、方士に出会った験としたのである。